

「帯広市児童保育施設」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
西児童保育センター	帯広市西 23 条南 1 丁目 125 番地 4
開西児童保育センター	帯広市西 22 条南 3 丁目 14 番地
森の里児童保育センター	帯広市西 22 条南 4 丁目 12 番地 1
つつじが丘児童保育センター	帯広市西 24 条南 3 丁目 40 番地 1

2 指定管理者

帯広市川西町西 1 線 47 番地 3
社会福祉法人 慧誠会
理事長 高木 章好

3 指定期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで